



(号外) ミャンマー大統領府の贈答品に関する指示書について

執筆者: 湯川 雄介、伴 真範、Kyí Chan Nyein

かねてよりミャンマーにおいては汚職が後を絶たないとされていた¹反面、贈答文化を有する国であることから、禁止される贈賄と許容される贈答の区別が難しいとされており、2013年に制定された汚職防止法においても、許容される贈答品や金額基準等の線引きは設けられていませんでした。

2015年の総選挙により政権与党となったNLDはそのマニフェストにおいても汚職のない社会の創設のために必要な措置を講じることを謳っていましたが、今般、ミャンマーの大統領府は、2016年4月1日付で、贈答品の受領に関する指示書(以下、「贈答品指示書」といいます。)を発表しました。贈答品指示書は、全9項の短いものではありませんが、具体的な金額基準を設けるなど、同国における汚職防止の運用上極めて重要な意義を有するものであると思われます。

まず、贈答品指示書は、ミャンマーにおける汚職の存在を認めたくうえでその社会秩序に対する悪影響に対応をする必要があるとし(第1項)、指示書の目的は認められる贈答とそうでないものを区別するためである旨定めています(第2項)。

贈答品指示書は、「贈答品」を、「金銭及び価値のあるものを含む金、銀、航空券、無料の宿泊、無料の食事、会食、ゴルフのメンバーシップフィーなどが含まれる。」と定義した上で(第3項)、基本方針として、政府のメンバー、政府が設立した委員会、組織のメンバー及び公務員が、自己の役職のために贈与されると推測される組織/個人より送られた贈答品を受け取ることを禁じています(第4項)。

禁止される贈答品の贈与の主体としては、以下の者が列挙されています(第5項)。

- (ア) 自己²の役職及び権限による何らかの利得行為を求める組織/個人
- (イ) 自己が責任を有する組織、監督する組織と経済的事業を行っている、行うことを企図している組織/個人
- (ウ) 自己の職務に基づく何らかの作為により利益を得る組織/個人
- (エ) 自己の職務に基づく何らかの不作为により利益を得る組織/個人

¹ Transparency International(<http://www.transparency.org/>)のCorruption Perceptions Index 2015によると、汚職度を示すランキングにおいて167カ国中147位とされています。

² 贈答品の受領の主体となる公務員等を指すものと思われます。以下同じです。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

その上で、受領が許可される例外として、以下の贈答品が金額基準等とともに示されています(第6項)³。

- ① その価格が2万5千チャット⁴を超過しない贈答品(但し、ある組織・個人から受領した贈答品は1年あたり10万チャットを超過してはならない)
- ② 自己の正式な役職のためではなく、家族関係、個人的な関係により贈与された贈答品(但し、贈答品は第5項により禁止されている贈答品であってはならない)
- ③ 年に一度の宗教的な特別の日に敬意を表すものとして贈与される10万チャットを超過しない贈答品(例として、タディンジュと呼ばれる10月の仏教の記念日に敬意を表すために送られる品物、クリスマスプレゼントが挙げられています)

また、受領してはならない贈答品を贈られた場合には、①返却、②受領する場合にはその市場価格を贈与者に与える、③日持ちしないもの(果物、花)については局内のメンバーに配布するという対応をすることと定められています(第7項)。

最後に、一般的な規定として、以下が定められています(第9項)。

- ① 贈答品の直接的・間接的な要求禁止
- ② 自己の職務に影響すると推測される事項に係る贈答品の受領禁止
- ③ 受領可能な贈答品の繰り返し受領禁止
- ④ 贈答品の受領・拒絶いずれの場合も上司への報告義務
- ⑤ 大統領・副大統領に対して提供された贈答品の大統領府大臣への報告義務

以上が、贈答品指示書の内容ですが、規定相互間で整合性が必ずしも取れていないように思われる箇所、文意が明確でない箇所もあるため、その実際の運用については今後も引き続き注視することが望ましいでしょう。

なお、贈答品指示書には罰則の規定はなく、また、その記載は、贈答品の受領の主体となる公務員等をその名宛人としており、贈与者に対する行為の禁止、罰則等の記載はありませんが、他の贈収賄禁止規制の解釈基準にもなる可能性もあるため、贈答品の贈与側も十分な配慮が必要になるものと思われます。



ゆかわ ゆうすけ
湯川 雄介

西村あさひ法律事務所 弁護士 ヤンゴン事務所代表

y.yukawa@jurists.co.jp

1998年慶応義塾大学法学部法律学科卒業、2007年スタンフォード大学ロースクール卒業(LL.M)。2013年よりミャンマーに駐在し、ミャンマー進出を検討する日本企業へ外資規制、MIC・ティラワ投資許可手続、合弁関係、労務等を含む法的アドバイスを広く提供。



ばん まさのり
伴 真範

西村あさひ法律事務所 大阪事務所 弁護士

m.ban@jurists.co.jp

2005年弁護士登録。2011年からシンガポールに、2012年からヤンゴンに常駐し、現地の法律事務所で勤務。現在は、大阪事務所よりヤンゴン事務所との緊密な連携もと、ミャンマーにおけるM&A、合弁事業、一般企業法務等に広く携わる。



キー チャン ニェイン
Kyi Chan Nyein

西村あさひ法律事務所 ヤンゴン事務所 フォーリンアトニー

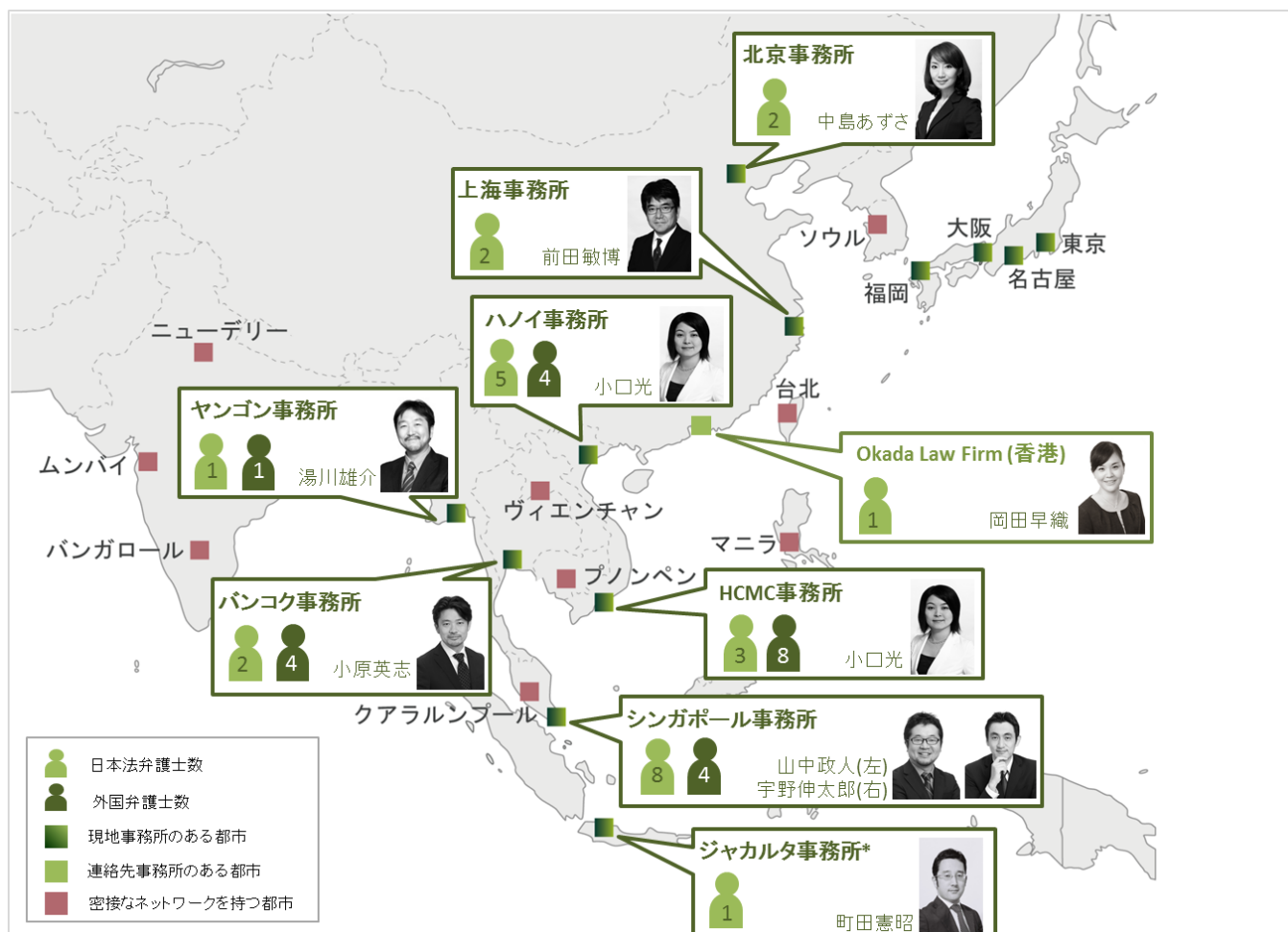
kyi_chan_nyein@jurists.co.jp

2008年ミャンマー上級弁護士資格取得(2013年再登録)、2012年早稲田大学法学部卒業。2014年早稲田大学大学院修了。

³ なお、外国政府からの贈答品については、一定の例外を設けて許可されています(第8項)。具体的には、①40万チャットを超えないもの、②正式な業務のための出張費用(飛行機代、生活費)、③奨学金、④医療費が挙げられています。また、これらに該当しないが、当該贈答品の受領を拒否することで両国の友好を害する場合には、受領した上で当該贈答品を省庁に預けなければならないものとされています。

⁴ 2016年4月6日現在で約2300円

西村あさひ法律事務所 海外ネットワーク



バンコク事務所
Tel: +66-2-168-8228
E-mail: info_bangkok@juristsoverseas.com

小原英志(代表)、下向智子
ジラボン・スリワット、アティターンポーン・
ウワンノ、トモヨシ・ジャイオブオーム
アピンヤー・サーンティカセーム

北京事務所
Tel: +86-10-8588-8600
E-mail: info@juristsoverseas.cn

中島あずさ(首席代表)、大石和也(代表)

上海事務所
Tel: +86-21-6171-3748
E-mail: info_shanghai@juristsoverseas.cn

前田敏博(首席代表)、野村高志(代表)

ハノイ事務所
Tel: +84-4-3946-0870
E-mail: info_hanoi@juristsoverseas.com

小口光、武藤司郎、福沢美穂子、廣澤太郎
柳瀬ともこ、グエン・ティ・タン・フォン
ブイ・ヴァン・クワン、グエン・トゥアン・アン
グエン・ホアン・トゥアン

ホーチミン事務所
Tel: +84-8-3821-4432
E-mail: info_hcmc@juristsoverseas.com

大矢和秀、平松哲、今泉勇
ヴ・レ・バン、ハー・ホアン・ロック
チョン・フウ・グー、マイ・ティ・ゴック・アン
カオ・チャン・ギア、ファン・ティー・ビック・フィン
マリア・グレンダ・ラミレス、レ・ティ・タン・マイ

ジャカルタ事務所* *提携事務所
Tel: +62-21-2933-3617
E-mail: info_jakarta@juristsoverseas.com

町田憲昭

シンガポール事務所
Tel: +65-6922-7670
E-mail: singapore@juristsoverseas.com

山中政人(共同代表)、宇野伸太郎(共同代表)、佐藤正孝
煎田勇二、桜田雄紀、眞榮城大介、吉本智郎、早川皓太郎
イカング・ダーヤントシャロン・リム、ディーバク・シンマー
メリッサ・タン・スー・イン

ヤンゴン事務所
Tel: +95-(0)1-382632
E-mail: info_yangon@juristsoverseas.com

湯川雄介(代表)、チー・チャン・ニェイン

Okada Law Firm (香港) *関連事務所
Tel: 080-9042-4590
E-mail: s_okada@jurists.co.jp

岡田早織(代表)

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出及び撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネス及び法律実務を熟知した、実践的な法律サービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様へのニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。